

資源物持ち去り防止に関する条例について

1 現状について

- (1) 収集形態 …夜間・戸別収集（戸建は路上，集合住宅はごみ置き場）
- (2) 持ち去り状況 …家庭系不燃ごみを「袋ごと」，または「袋の中からアルミ缶等資源物のみ」を持ち去られている。

2 検討項目

現状の収集形態（夜間・戸別収集）を前提に条例を制定したい。

（理由）

- ・夜間収集については，昼間の街角にごみ袋がなく，福岡市を訪れた方達から「街がきれいだ」と高い評価を頂くなど，福岡市のまちの美観に大きく貢献している。
- ・戸別収集については，遠くの集積所までごみを運ぶ必要がなく，家の前に手軽に出せるため，ごみ出し作業が容易であり，高齢者や障がい者などにもやさしい方式となっている。

（1）規制の目的

資料2，資料3

（2）規制対象物

- ① 家庭系廃棄物のうち不燃ごみ袋に入れられたアルミ缶等
- ② ①+粗大ごみ

当面は持ち去りが多い家庭系不燃ごみに限定できないか。

（3）規制対象場所

戸別収集の形態で場所の特定をするにはどうすればよいのか

（4）規制対象行為

- ① 持ち去り行為（収集し又は運搬してはならない）
- ② 買い取り行為（買い取ってはならない）

両方の行為を規制する内容にできないか。

（5）罰則規定

- ・罰則規定を設ける必要性はあるか
- ・保護法益についてどのように考えるか
- ・直接罰，間接罰のどちらにすべきか
- ・構成要件の明確性をどのように考えるか
- ・刑事罰（懲役，禁固，罰金等），秩序罰（過料）のどちらにすべきか
- ・罰則の程度はどの程度にすべきか

（6）条例の形態

- ① 既存の廃棄物条例の一部改正
- ② 新規の条例の制定

既存の廃棄物条例は，廃棄物の適正処理を総合的に規定した一般法であるため，その中で体系的に整理できないか。